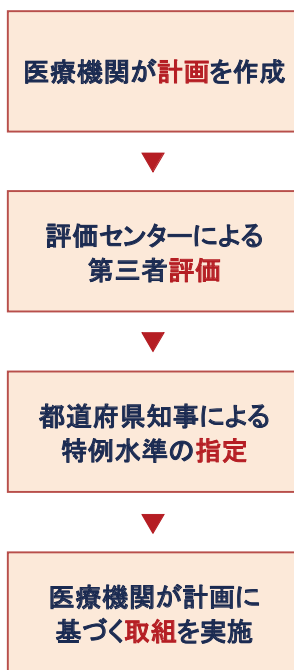


三重県医療勤務環境改善支援センターが 「医師労働時間短縮計画」の作成を支援します

令和6年4月から医師に対する時間外労働上限規制が適用されることに伴い、年間の時間外・休日労働時間数が960時間を超える医師が勤務する医療機関は、働き方改革を進めるための計画(医師労働時間短縮計画)を作成し、都道府県知事による特例水準の指定を受けることが必要となりました。

特例水準指定の基本的な流れ



特例水準等と時間外労働の上限				
水準	1つの医療機関内の医師の業務形態	指定	36協定で定めることができる時間	実際に働くことができる時間(通算)
A	時間外・休日労働が年960時間を超えない医師	不要	年960時間以下	年960時間以下
特例水準	連携B	要	年960時間以下 (各々の医療機関)	年1,860時間以下
	B	要	年1,860時間以下	年1,860時間以下
	C-1	要	年1,860時間以下	年1,860時間以下
	C-2	要	年1,860時間以下	年1,860時間以下

* A水準以外は、指定される事由となった業務に従事する医師にのみ適用されるため、医療機関はそれぞれの水準について指定を受ける必要があります。

- 令和6年3月末までの間については、連携B・B・C水準の指定を受ける予定のない医療機関を含め、計画の作成が努力義務となります。
- 連携B・B・C水準の指定を受けることを予定している医療機関は、令和6年度以降の計画案の作成が必要となります。

まずは、労働時間(実態)を把握してゴール(どの水準の指定が必要か)を設定し、取組を開始することが急務です。

三重県医療勤務環境改善支援センターでは、医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)及び医業分野アドバイザー(医業経営コンサルタント)が、医療機関の現状等をお伺いし、取組事項のご助言等をさせていただきます。また、「医師労働時間短縮計画」作成のお手伝いや勤務実態を調査するためのツールのご提供等もしておりますので、お気軽にご相談ください。

三重県医療勤務環境改善支援センター(事業委託:公益社団法人 三重県医師会)

〒514-0003 津市桜橋二丁目191-4 三重県医師会館5階(受付時間:午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く))

URL: <http://www.mie.med.or.jp/kinmushien/>

E-MAIL: mie-kinmusien-c@bird.ocn.ne.jp

TEL: 059-253-8879 / FAX: 059-253-8880

